

# 小規模多機能型居宅介護いぶき

## ○介護保険給付対象サービスの費用

事業所のサービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領分は介護報酬の1割の額とします。

要介護認定において、自立及び要支援と認定された場合には、全額自己負担となります。

平成29年4月1日

介護度	同一建物内(1割負担)		同一建物外(1割負担)	
	単位	自己負担分	単位	自己負担分
要支援1	3,066	3,119円/月	3,403	約3,461円/月
要支援2	6,196	6,302円/月	6,877	約6,994円/月
要介護1	9,298	9,456円/月	10,320	約10,496円/月
要介護2	13,665	13,898円/月	15,167	約15,425円/月
要介護3	19,878	20,216円/月	22,062	約22,437円/月
要介護4	21,939	22,312円/月	24,350	約24,764円/月
要介護5	24,191	24,603円/月	26,849	約27,306円/月
加算	小規模多機能型居宅介護初期加算		30単位(1日につき)	
	※要介護者のみ 小規模多機能型認知症加算Ⅰ		800単位(1月につき) ※日常自立度Ⅲ～M	
	小規模多機能型認知症加算Ⅱ		500単位(1月につき) ※介護度2 日常自立度Ⅱ	
	総合マネジメント体制加算		1000単位(1月につき)	
	小規模多機能型サービス提供体制加算Ⅰ		640単位	
	看護職員配置加算Ⅰ		900単位	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した介護保険単位数 相当する単位数		10.2%	

※1 負担割合が2割の方は、上記料金が約2倍になります。

※2 介護報酬 1単位あたりの単価は10.17円です。

※3 初期加算は1か月あたりを30日として計算しています。

※4 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は1ヶ月に算定した介護保険単位数(要介護度別サービス単位数+各種加算単位数)×10.2×10.17(地域単価)が利用者様の自己負担になります。

※5 端数処理により、金額が異なる事があります。